

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書を踏まえた 関係ガイドライン改正の主な内容

別紙4

モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針の改正

- (1) 通信事業者が端末の流通・販売を行う者に対して、不当に端末の流通・販売を制限することを禁止。
- (2) 通信事業者が販売店に対して、不当に端末の販売価格やその値引き額を実質的に指示することを禁止。
- (3) 通信事業者が中古端末のSIMロック解除に応じることを義務づけ。

※この他、所要の規定整備を行う。

電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン改正

利用者を長期に拘束する効果のある残債免除施策について、利用者への説明を義務づけ。